

再エネ海域利用法の運用開始に向けた論点整理 ー促進区域指定と事業者選定についてー

2018年12月25日
経済産業省資源エネルギー庁
国土交通省港湾局

I. 洋上風力発電の導入の現状

II. 再エネ海域利用法の概要

III. 本合同会議の位置付けと基本的な検討方針

IV. 促進区域の指定に関する論点

V. 公募による事業者選定に関する論点

VI. その他の論点について

1. 洋上風力発電に関する政府方針等

政府の計画における洋上風力発電の位置付け

■海洋基本計画（H30.5.15閣議決定）

- 一般海域において洋上風力発電の整備に係る海域の利用の促進を図るため、関係者との調整の枠組を定めつつ、事業者の予見可能性の向上により事業リスクを低減させる等の観点から、海域の長期にわたる占用等を可能とする制度整備を行い、円滑な制度の運用に努める。
- 我が国の洋上風力発電の導入拡大、発電コストの低減を図るため、一般海域や大規模な港湾区域で洋上ウインドファームの開発を行う事業者に対し、風況調査や設計等の支援を行い、発電コストに係るデータを取りまとめる。

■エネルギー基本計画（H30.7閣議決定）

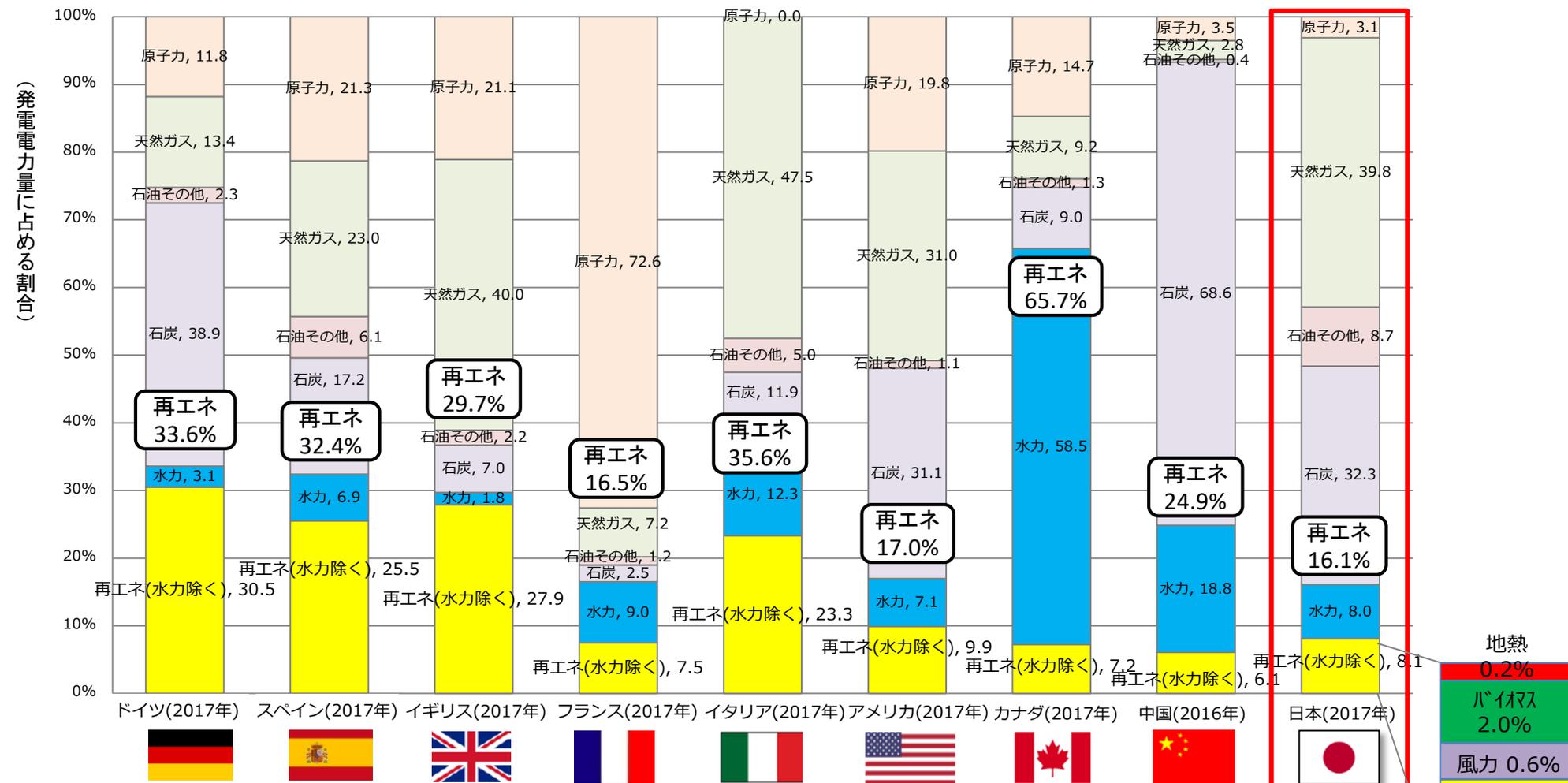
<2030年に向けた基本的な方針と政策対応>

- 再生可能エネルギーについては、2013年から導入を最大限加速してきており、引き続き積極的に推進していく。(中略)2030年のエネルギーミックスにおける電源構成比率の実現とともに、確実な主力電源化への布石としての取組を早期に進める。
- 陸上風力の導入可能な適地が限定的な我が国において、洋上風力発電の導入拡大は不可欠である。(中略)地域との共生を図る海域利用のルール整備や系統制約、基地港湾への対応、関連手続きの迅速化と価格入札も組み合わせた洋上風力発電の導入促進策を講じていく。

<2050年に向けたエネルギー転換・脱炭素化への挑戦>

- 価格低下とデジタル技術の発展により、電力システムにおける主力化への期待が高まっている再生可能エネルギーに関しては、経済的に自立し脱炭素化した主力電源化を目指す。

2. 主要国の再生可能エネルギーの発電比率



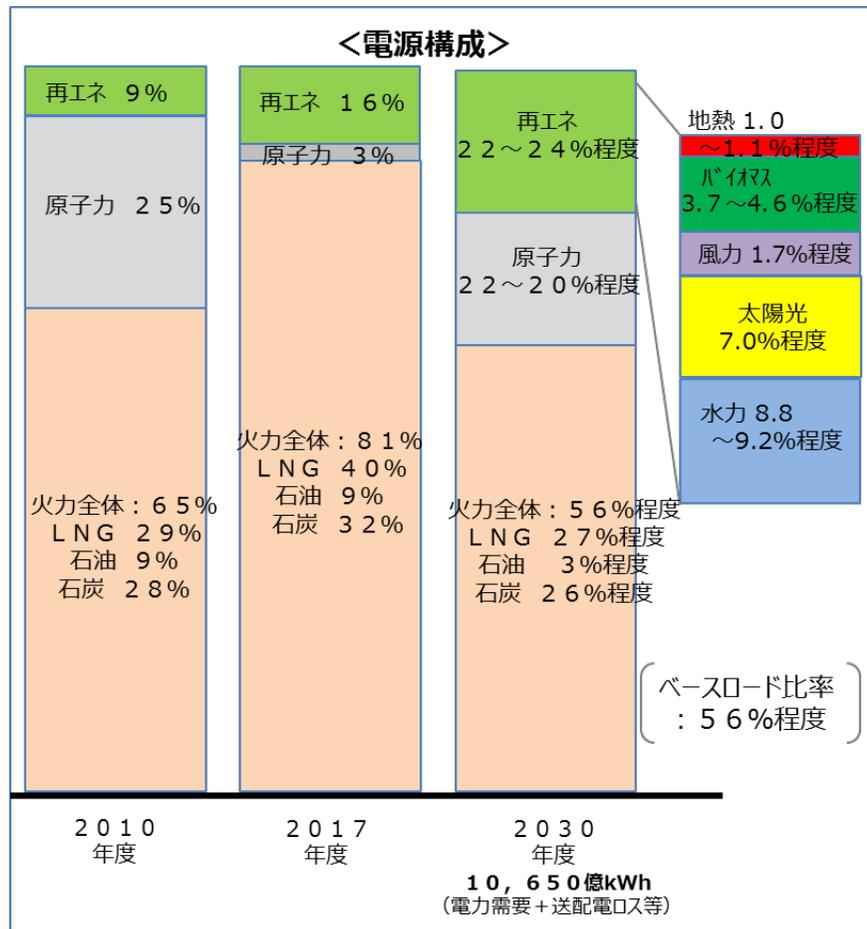
主要再エネ ※水力除く	風力 16.4%	風力 18.0%	風力 14.9%	風力 4.4%	太陽光 8.6%	風力 6.1%	風力 4.7%	風力 3.8%	太陽光 5.2%※
目標年	①2025年 ②2035年	2020年	2030年	2030年	2020年	2035年	— (国家レベルでは定めていない)	2020年	2030年
再エネ導入 目標比率	①40~45% ②55~60% 総電力比率	40% 総電力比率	44%(※) 総電力比率	40% 総電力比率	35~38% 総電力比率	80% クリーンエネルギー (原発含む)総電力比率	— (国家レベルでは定めていない)	15% 1次エネルギーに 占める非化石比率	22~24% 総電力比率

(※) 複数存在するシナリオの1つ。

(出典) 資源エネルギー庁調べ。

3. 再生可能エネルギーの導入状況（エネルギーミックスとの関係）

- エネルギーミックスでは、2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率は22～24%となっており、まずはこの実現に向けて取組を進めていくことが重要。



(kW)	導入水準 (18年6月)	FIT前導入量 + FIT認定量 (18年6月)	ミックス (2030年度)	ミックスに対する導入進捗率
太陽光	4,600万	7,680万	6,400万	約72%
風力	360万	940万	1,000万	約36%
地熱	54万	60万	140～155万	約36%
中小水力	970万	990万	1,090～1,170万	約86%
バイオ	360万	1,090万	602～728万	約54%

※バイオマスはバイオマス比率考慮後出力。
 ※改正FIT法による失効分を反映済。経過措置による2017年4月以降の失効分（10kW未満太陽光）は、現在集計中であり、反映されていない。
 ※地熱・中小水力・バイオマスの「ミックスに対する進捗率」はミックスで示された値の中間値に対する導入量の進捗。

4. 世界の洋上風力発電の導入実績（2017年）

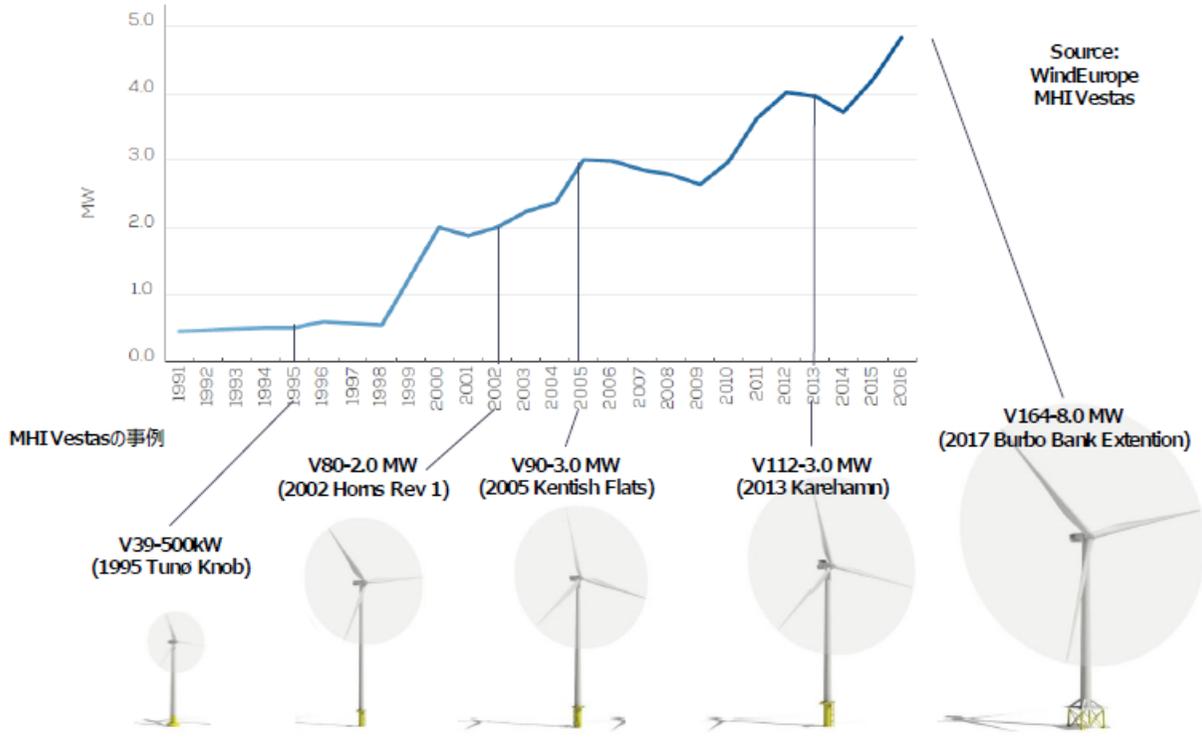
- 我が国と同様に四面を海に囲まれているイギリスにおいて6,836MWの洋上風力発電が導入されているのに対して、我が国はわずか20MW。

国	洋上風力発電(MW)
イギリス	6,836
ドイツ	5,355
中国	2,788
デンマーク	1,271
オランダ	1,118
ベルギー	877
スウェーデン	202
日本	20

5. 欧州における洋上風力発電技術の発達

- 欧州においては、プロジェクトの大型化等により風車の大型化が進み、現在は7～8 MW機が主流。また、タービン信頼性（稼働率）も向上。
- 更に、モノパイル基礎や据付船も大型化。専用船化の進展や建設工法の改良により、建設期間が着実に短縮し、コスト低減に貢献している。

<MHIヴェスタス社における風車の大型化>



<建設期間の短縮化>

100日間で100基の洋上風車を建設

FACTS	
Country	United Kingdom
Owner	Vestermat
Installation year	2010
Number of turbines	100
Turbine type	V90-3.0 MW
Total output capacity	300 MW

サネット, 英国 (V90-3.0MW) 2010年



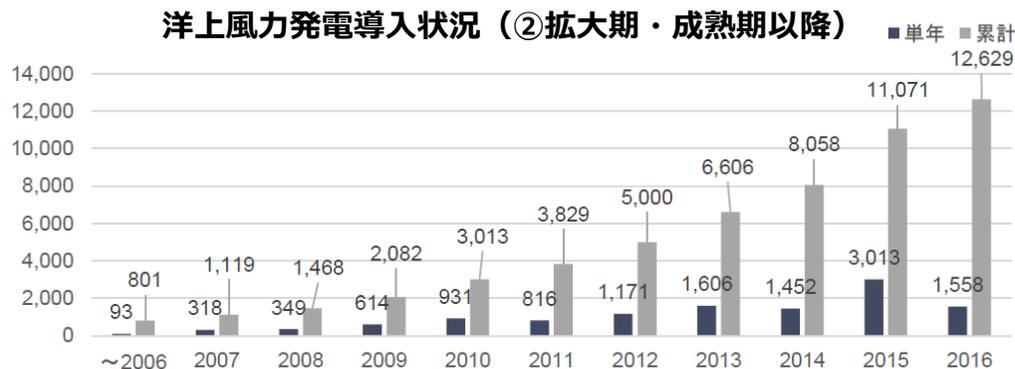
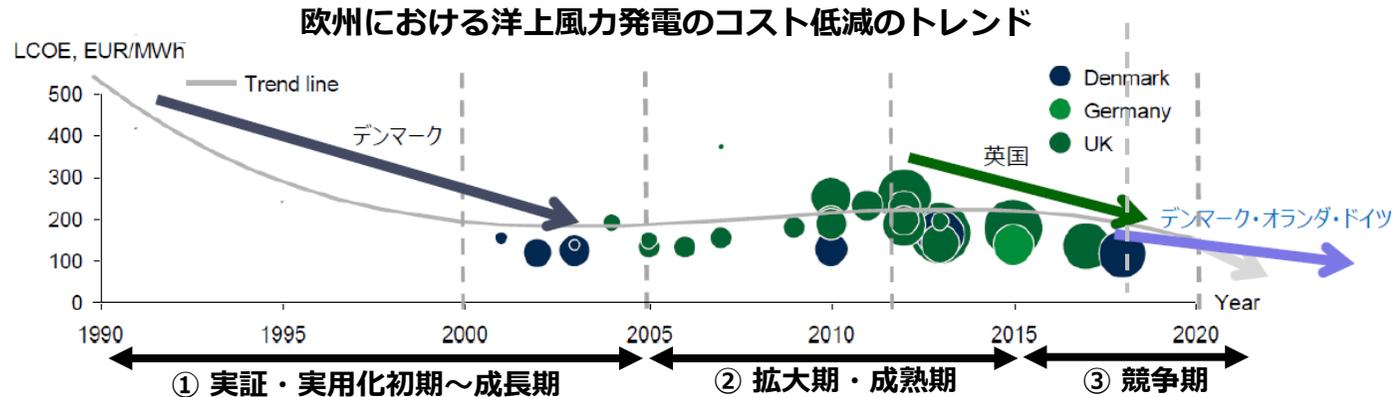
一日に最大2基の洋上風車を据付

FACTS	
Country	Netherlands
Owner	Eneco (50%), Mitsubishi Corporation (50%)
Installation year	2015
Number of turbines	43
Turbine type	V112-3.0 MW
Total output capacity	129 MW

ルフタダウネン, オランダ (V112-3.0MW) 2015年

6. 欧州における洋上風力発電導入の状況

- 欧州では、①実証・実用化初期～成長期（1990～2005年頃）、②拡大期・成熟期（2005～2015年頃）、③競争期（2015年頃～）と洋上風力発電（着床式）が発展。特に近年は急激に洋上風力発電の導入量が拡大（年1～3GW）。落札価格が10円/kWh未満の案件や市場価格（補助金ゼロ）の案件が出るなど、競争力ある電源。
- この背景として、以下の要因が指摘される。
 - － 制度的要因：周到な入札による事業者の開発リスク低減、有効な競争環境創出
 - － 技術的要因：風車・建設インフラの大型化、信頼性向上
 - － 経済的要因：洋上風力産業、サプライチェーン成熟によるリスク低下



7. 欧州・台湾における最近の洋上風力発電の入札の動向

- 落札額が10円/kWhを切る事例や市場価格（補助金ゼロ）の事例が生ずる等、事業者間の競争により、価格が低減。

<欧州における入札の動向>

入札時期	国	プロジェクト名	規模	価格 (1€=130円/1£=150円)
2015.2	デンマーク	Horns Reef 3 (Vattenfall)	406 MW	104 EUR/MWh (13.5円/kWh)
2016.2	オランダ	Borssele 1+2 (DONG 現Orsted)	752MW	72.7 EUR/MWh (9.5円/kWh)
2016.9	デンマーク	Danish Nearshore (Vattenfall)	350MW	63.7 EUR/MWh (8.2円/kWh)
2016.11	デンマーク	Kriegers Flak (Vattenfall)	600MW	49.9 EUR/MWh (6.5円/kWh)
2016.12	オランダ	Borssele 3+4 (Shell, Van Oord, Eneco, 三菱商事)	731.5MW	54.5 EUR/MWh (7.1円/kWh)
2017.4	ドイツ	Gode Wind III (DONG 現Orsted)	110MW	60.0 EUR/MWh (7.8円/kWh)
	ドイツ	Borkum Riffgrund West II + OWP West (DONG 現Orsted)	240MW + 240MW	市場価格 (補助金ゼロ)
	ドイツ	He Dreiht (EnBW)	900MW	市場価格 (補助金ゼロ)
2017.9	イギリス	Triton Knoll Offshore Wind Firm (Innogy, Statkraft)	860MW	74.75 £/MWh (11.2円/kWh)
	イギリス	Hornsea Project 2 (DONG 現Orsted)	1,386MW	57.5 £/MWh (8.6円/kWh)
	イギリス	Moray East (EDPR, Engie)	950MW	57.5 £/MWh (8.6円/kWh)

(出典) 各国政府資料に基づき資源エネルギー庁作成

7. 欧州・台湾における最近の洋上風力発電の入札の動向（続き）

＜欧州における入札の動向＞

入札時期	国	プロジェクト名	規模	価格 (1€=130円)
2018.3	オランダ	Hollandse Kust Zuid 1+2 (Nuon, Vattenfall)	740MW	市場価格 (補助金ゼロ)
2018.4	ドイツ	Baltic Eagle (Iberdrola)	476MW	64.6 EUR/MWh (8.4円/kWh)
	ドイツ	Wikinger Sud (Iberdrola)	10MW	市場価格 (補助金ゼロ)
	ドイツ	Gode Wind IV (Orsted)	131.75MW	98.3 EUR/MWh (12.8円/kWh)
	ドイツ	Borkum Riffgrund West I (Orsted)	420MW	市場価格 (補助金ゼロ)

＜台湾における入札の動向＞

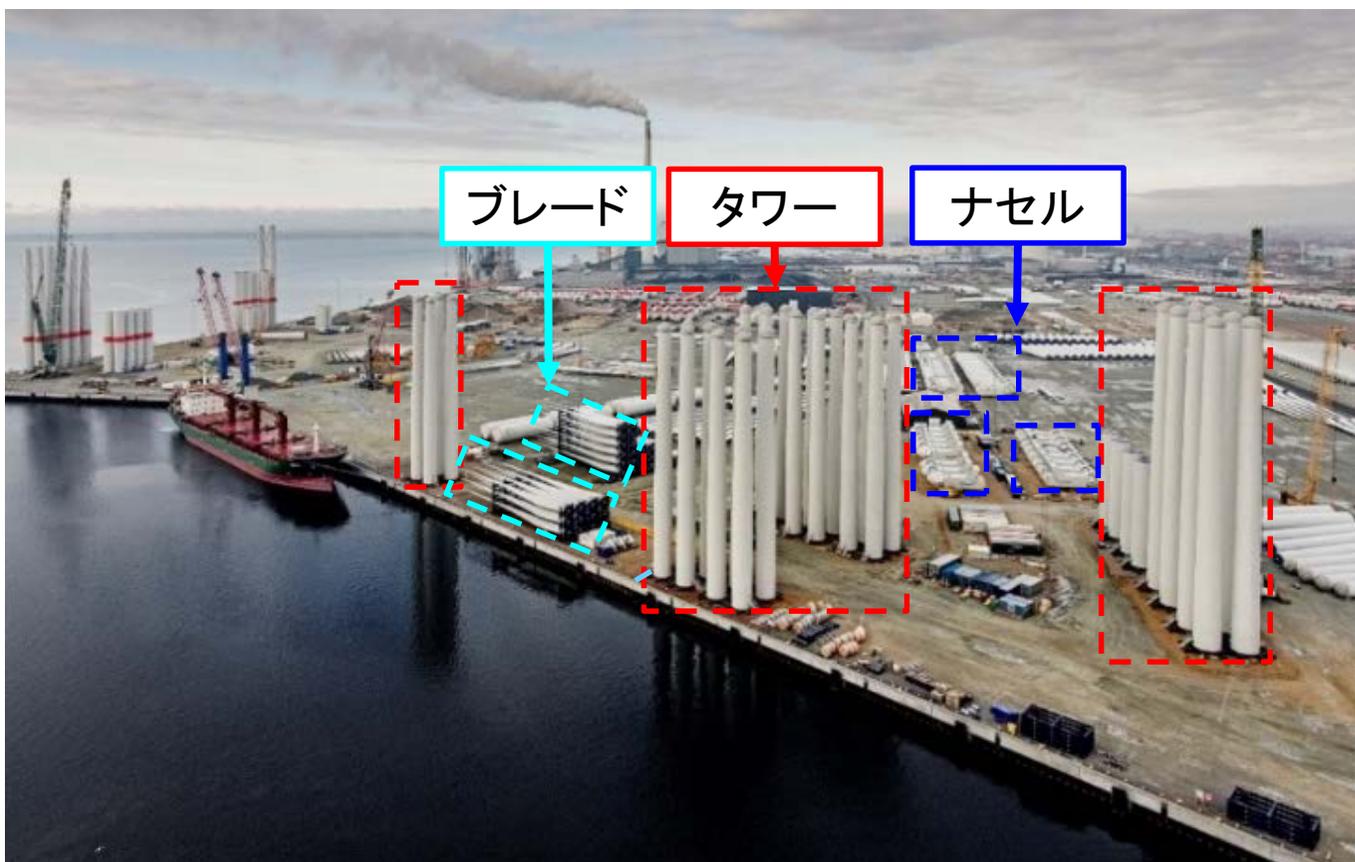
入札時期	国	プロジェクト名	規模	価格 (1台湾元=3.64円)
2018.6	台湾	大彰化西南 (Orsted)	337.1MW	2.5480台湾元/kWh (9.27円/kWh)
		大彰化西北 (Orsted)	582.9MW	2.5491台湾元/kWh (9.28円/kWh)
		海龍二号 (NPI)	232MW	2.2245台湾元/kWh (8.10円/kWh)
		海龍二号 (NPI)	512MW	2.5025台湾元/kWh (9.11円/kWh)

(出典) 各国政府資料に基づき資源エネルギー庁作成

8. 欧州における基地港湾の例

- 洋上風力発電設備の施工にあたっては、ナセルやブレードなどの資機材の保管、搬出入、組立のために、設置及び維持管理に利用される基地となる港湾が活用されている。

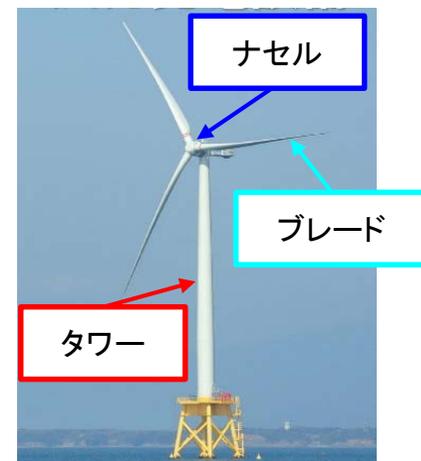
【洋上風力発電の部材を取り扱うエスビアウ港(デンマーク)】



【8MW級風車の部材の諸元(例)】

	長さ	幅	重量
ブレード	80m	-	35t
ナセル	20m	8m	390t
タワー	90m	6m	410t

(参考) 20ftコンテナの最大総重量は約24t
40ftコンテナの最大総重量は約30t



9. 洋上風力発電のメリット（陸上風力発電との比較）

	洋上風力発電	陸上風力発電
風況	○風速 ○風向の安定性	△風速 △風向の安定性
風車 1 基あたりの 大きさ（定格出力）	○ 5. 9 MW程度※	△ 2. 7 MW程度※
大型部材の輸送制約	○ 制約小 （船舶輸送のため）	△ 制約大 （道路輸送のため）

※出典：Wind Europe 欧州の2017年平均値

10. 地域経済への波及効果

- 洋上風力発電設備は**部品数が多く（1～2万点）**、また、**事業規模は数千億円**に至る場合もあるため、地元産業を含めた**関連産業（※）への波及効果が期待される。**

※風力発電関連メーカーのみならず、建設・運転・保守点検等の地域との結びつきが強い産業も含まれる。

欧州における事例①

○デンマークEsbjerg（エスビアウ）市 （港湾都市）

- ・行政主導により洋上風力産業集積拠点化を目指し、空港・工場団地・耐荷重性道路等のインフラ整備を実施。
- ・港湾周辺の実証実験サイト・研究開発機関の拠点化も実施。
- ・Siemensをはじめ多数の企業誘致に成功し、約8000人の雇用創出効果あり。



出典：平成27年風力発電関連産業集積等委託業務（みずほ情報総研）より
資源エネルギー庁作成

欧州における事例②

○オランダWestermeer洋上風力発電所 （3 MW×48基＝合計144MW）

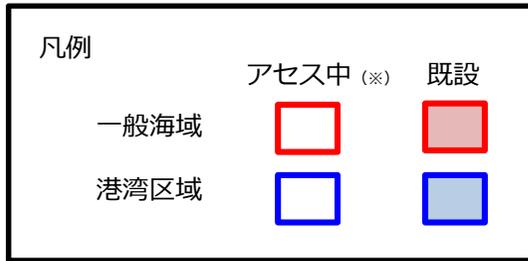
- ・資材（土石・コンクリート）や建設工事について、地元企業を活用。
- ・設備の保守業務、洋上風車観光船、来訪者センター等を通じて地元雇用を継続的に創出。



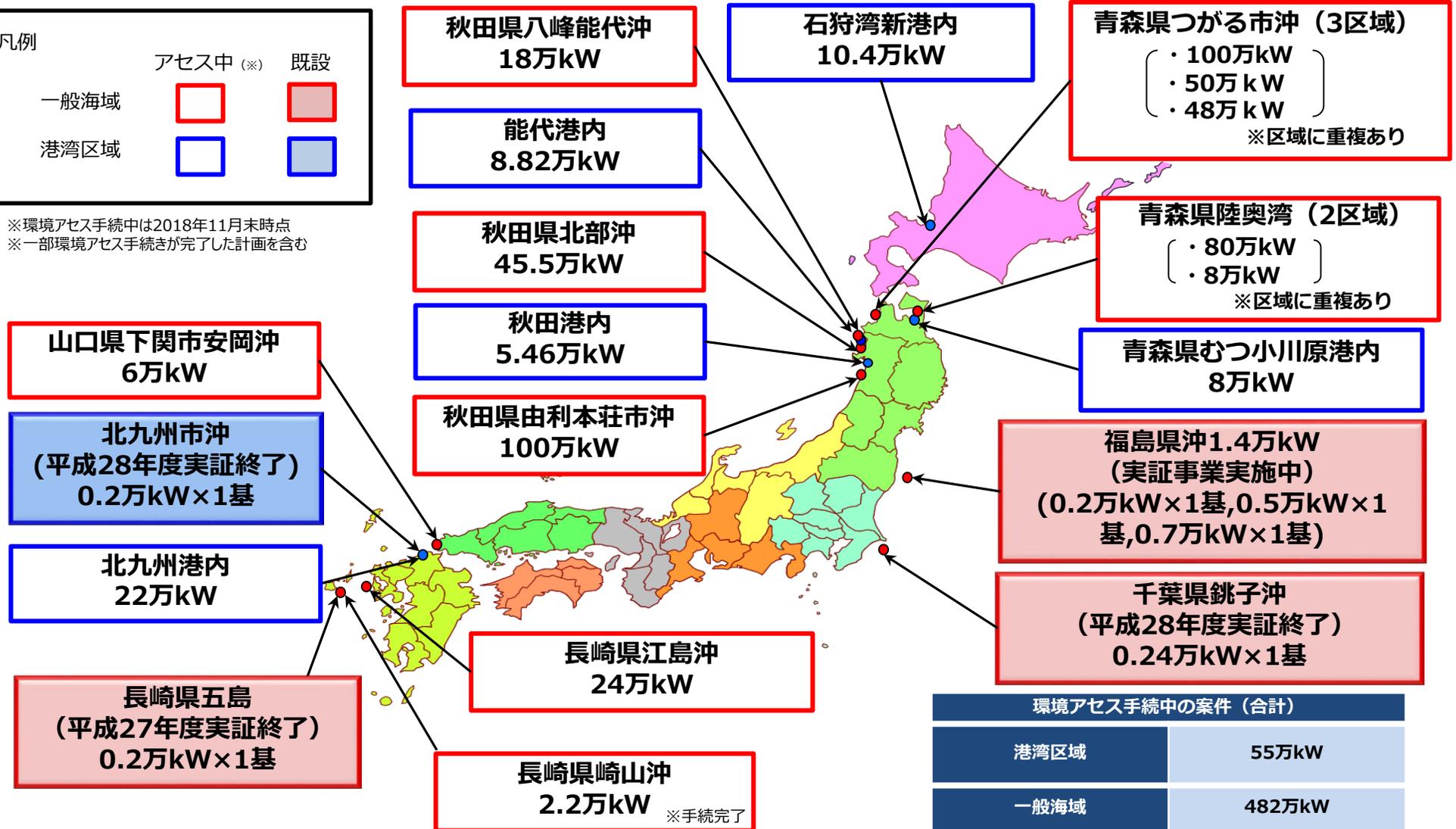
出典：JWPA作成資料

1.1. 洋上風力発電の導入状況及び計画

- 現在、我が国における導入状況と、環境アセスメント手続中（※一部完了したものを含む）の計画は以下のとおり。（導入量は約2万kW、環境アセス手続中の案件は約540万kW）



※環境アセス手続中は2018年11月末時点
 ※一部環境アセス手続が完了した計画を含む



1 2. 洋上風力発電のための海域利用ルール整備

- このようなメリットがある洋上風力発電について、海域利用のルール整備などの必要性が指摘されていたところ。
- これを踏まえ、必要なルール整備を実施するため、内閣府が中心となり「**海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下、再エネ海域利用法）案**」を前臨時国会に提出し、**可決された**（12月7日公布。公布から4月を超えない範囲で施行予定）。

【課題】

課題① 占用に関する統一的なルールがない

- ・ 海域の大半を占める**一般海域**は海域利用（占用）の**統一ルールなし**（都道府県の**占用許可は通常3～5年と短期**）
- ・ 中長期的な事業**予見可能性が低く、資金調達が困難**。

課題② 先行利用者との調整の枠組みが不明確

- ・ 海運や漁業等の**地域の先行利用者**との調整に係る**枠組みが存在しない**。

課題③ 高コスト

- ・ FIT価格が欧州と比べ**36円/kWhと高額**。
- ・ 国内に経験ある**事業者が不足**。

課題④ 系統につなげない・負担が大きい

- ・ 洋上風力発電に適した地域において、**系統枠が確保できない懸念。系統の負担が過大**。

課題⑤ 基地となる港湾が必要

- ・ 洋上風力発電の導入計画に比べて洋上風力発電設備の**設置及び維持管理の基地となる港湾**が限定的。

課題⑥ その他の関連制度でも洋上風力の促進を図るべき

【対応】

- ・ 国が、洋上風力発電事業を実施可能な**促進区域を指定**し、公募を行って事業者を選定、**長期占用を可能とする制度**を創設。
→ **FIT期間とその前後に必要な工事期間**を合わせ、**十分な占用期間（30年間）**を担保し、**事業の安定性を確保**。

- ・ **関係者間の協議の場である協議会**を設置。**地元調整を円滑化**。
- ・ **区域指定の際、関係省庁とも協議**。他の**公益との整合性を確認**。
→ **事業者の予見可能性を向上、負担を軽減**。

- ・ **価格等により事業者を公募・選定**。
→ **競争を促してコストを低減**。

- ・ **日本版コネクト&マネージによる系統制約の解消**や**次世代電力ネットワークへの転換（託送制度改革等）**に取り組む。
この成果を**洋上風力発電にも活用可能**。

- ・ 洋上風力発電に取り組もうとしている**事業者や港湾管理者の意見を聞きながら基地となる港湾の整備のあり方を検討**。

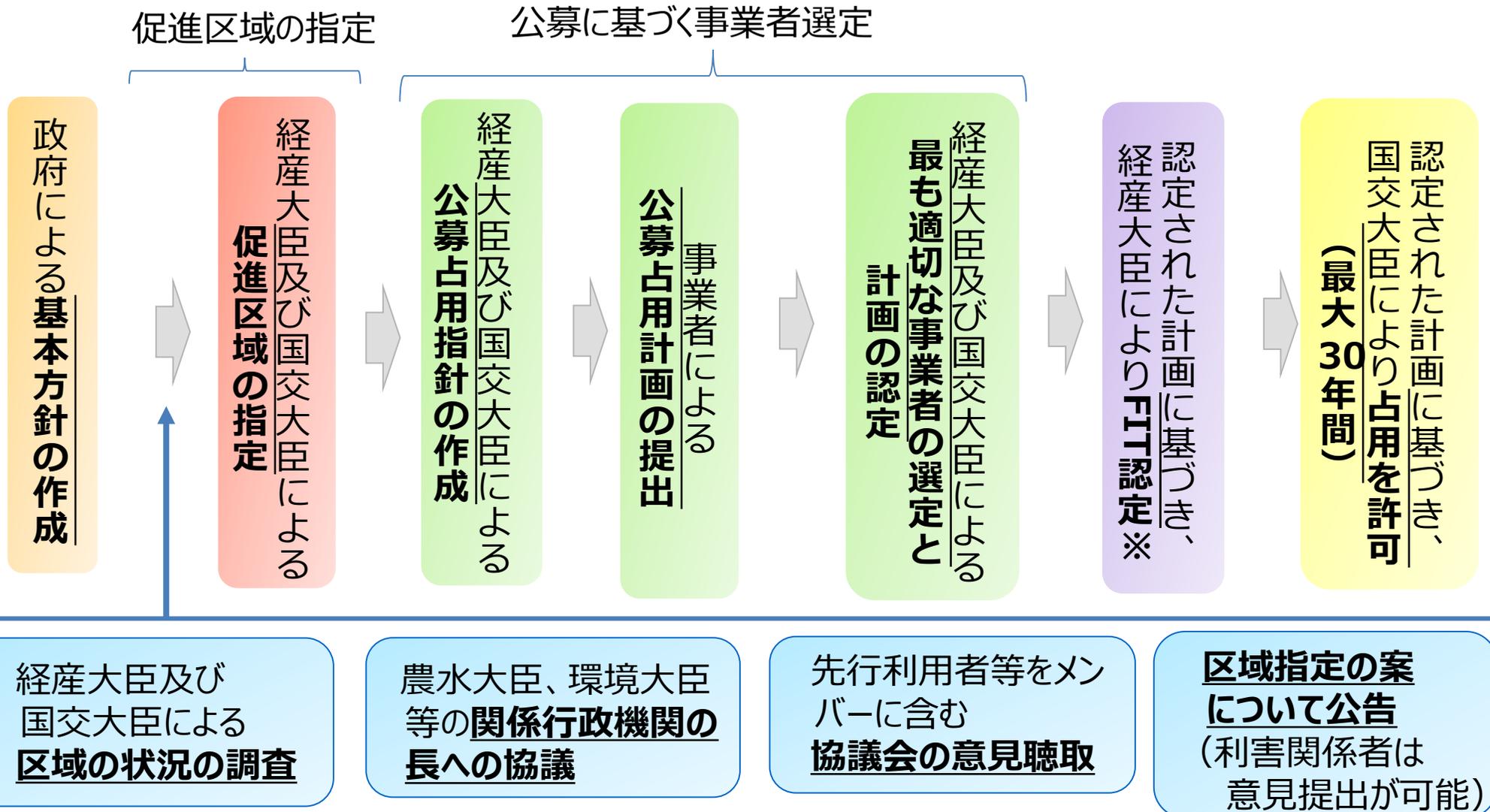
- ・ **環境アセスメント手続の迅速化等**、洋上風力発電事業関連の制度について、**洋上風力発電が促進されるよう、関係省庁と連携**。

再エネ海域利用法の創設により実現

- I. 洋上風力発電の導入の現状
- II. 再生エネルギー海域利用法の概要**
- III. 本合同会議の位置付けと基本的な検討方針
- IV. 促進区域の指定に関する論点
- V. 公募による事業者選定に関する論点
- VI. その他の論点について

1. 再エネ海域利用法の概要

- 再エネ海域利用法に基づく、具体的な手続きの流れは以下のとおり。



※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条に基づく経済産業大臣による発電事業計画の認定

(参考) 再エネ海域利用法のスキームの詳細

基本方針（閣議決定） 〈法第7条〉

・海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を作成する。

〈基本方針に定める事項〉

- ・海域の利用の促進の意義及び目標に関する事項
- ・海域の利用の促進に関する施策に関する基本的な事項
- ・促進区域の指定に関する基本的な事項
- ・促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業と漁業その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全並びに海洋の安全の確保との調和に関する基本的な事項
- ・海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物質の輸送に利用される港湾に関する事項
- ・その他海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進を図るために必要な事項

国による調査 〈法第8条第2項〉

・経産大臣と国交大臣は促進区域を指定するときは、あらかじめ当該区域の状況を調査する。

関係大臣・協議会の意見聴取 〈法第8条第5項〉

・促進区域を指定するときは、関係行政機関の長に協議し、関係都道府県知事及び地元関係者を含む協議会の意見を聴かなければならない。

促進区域を指定する旨の縦覧と意見聴取 〈法第8条第3・4項〉

・促進区域の指定をしようとするときは、その旨を公告し、公衆の縦覧に供しなければならない。

促進区域の指定 〈法第8条〉

・経産大臣と国交大臣は、基準に適合するものを促進区域として指定することができる。

〈区域指定の基準〉

- ・気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備の出力の量が相当程度に達する見込みがあること
- ・航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼさず、発電設備の適切な配置が可能であること
- ・設置及び維持管理に必要な港湾と一体的に利用できること
- ・系統の確保の見込みがあること
- ・漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること
- ・漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域、低潮線保全区域その他の水域に重複しないこと

公募占用指針の作成 〈法第13条〉

・経産大臣と国交大臣は、事業者を公募により選定するために、基本方針に即して、公募の実施及び発電設備の整備のための占用に関する指針を定めなければならない。

〈公募占用指針記載事項〉

- ・公募の対象となる発電設備の区分等
- ・促進区域内海域の占用の区域
- ・占用の開始の時期
- ・出力の量の基準
- ・公募の参加の資格に関する基準
- ・保証金に関する事項
- ・供給価格の上限額
- ・調達価格の額の決定方法
- ・調達期間
- ・FIT法に基づく事業計画の認定の申請の期限
- ・設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し占用区域と一体的に利用される港湾に関する事項
- ・撤去に関する事項
- ・公募占用計画の認定の有効期間
- ・関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整に関する事項
- ・選定事業者を選定するための評価の基準
- ・その他必要な事項

(参考) 再エネ海域利用法のスキームの詳細

公募占用計画の提出<法第14条>

- ・公募に応じて選定事業者となろうとする者は、公募占用計画を作成し、経産大臣と国交大臣に提出しなければならない。

<公募占用計画記載事項>

- ・占用の区域
- ・占用の期間
- ・発電事業の内容及び実施時期
- ・発電設備の区分
- ・発電設備の構造
- ・工事実施の方法

- ・工事の時期
- ・発電設備の出力
- ・供給価格
- ・発電設備の維持管理の方法
- ・設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し、占用区域と一体的に利用する港湾に関する事項
- ・撤去の方法

- ・関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整を行うための体制及び能力に関する事項
- ・資金計画及び収支計画
- ・その他経産省令、国交省令で定める事項

公募占用計画の審査<法第15条第1項>

- ・経産大臣及び国交大臣は、公募占用計画が提出されたときは、基準に適合しているかを審査しなければならない。

<公募占用計画の審査の基準>

- ・供給価格が供給価格上限額以下であること
- ・公募占用計画に係る占用が法第10条第2項の許可をしてはならない場合に該当しないこと
- ・公募占用計画に係る発電設備及びその維持管理の方法が経産省令、国交省令で定める基準に適合すること
- ・公募占用計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと

公募占用計画の評価、事業者の選定<法第15条第2項、第3項>

- ・経産大臣と国交大臣は、公募占用計画が基準に適合しているときは、公募占用指針の評価の基準に従って評価を行う。

<評価の基準、事業者選定の方法>

- ・評価の基準に従い評価し、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出したものを選定事業者として選定する

公募占用計画の認定<法第17条>

- ・経産大臣と国交大臣は、選定した事業者が提出した公募占用計画について、占用の区域と期間を指定して、公募占用計画が適当である旨の認定をする。

公募占用計画の変更<法第18条>

- ・選定事業者は、認定を受けた公募占用計画を変更しようとする場合は、経産大臣と国交大臣の認定を受けなければならない。

<変更の認定の基準>

- ・変更後の公募占用計画が法第15条第1項第1号から第3号の基準（公募占用計画の審査基準）を満たしていること
- ・公共の利益の一層の増進に寄与するものと見込まれること又はやむを得ない事情があること

調達価格と調達期間の決定<法第13条第8項>

- ・経産大臣は、事業者がFIT法に基づき認定の申請をしたときは、公募占用計画と整合的であること等をもって認定する。

占用の許可<法第19条>

- ・国交大臣は、選定事業者から公募占用計画に基づき法第10条第1項の許可（占用の許可）の申請があった場合においては、当該許可を与えなければならない。

(参考) 協議会について

- 経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、促進区域の指定及び海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し、必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- 関係都道府県知事は、協議会が組織されていないときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に対して協議会を組織するよう要請することができる。
- 経済産業大臣及び国土交通大臣は、協議会設置の要請を受けた際には、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。
- 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(参考) 協議会の構成員

- ① 経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事
- ② 農林水産大臣及び関係市町村長
- ③ 関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者その他の経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事が必要と認める者

- I. 洋上風力発電の導入の現状
- II. 再エネ海域利用法の概要
- III. 本合同会議の位置付けと基本的な検討方針**
- IV. 促進区域の指定に関する論点
- V. 公募による事業者選定に関する論点
- VI. その他の論点について

1. 本合同会議の位置付け

- 第197回国会に内閣府、経済産業省、国土交通省の共管で提出した「再エネ海域利用法」が成立。
※公布の日（平成30年12月7日）から4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。
- 本法律に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣は ①促進区域の指定と②公募による事業者選定をすることとなる。
- 本法律においては、これらの一般的な基準や手続等が定められているが、具体的・技術的な内容については専門的に検討する必要があるため、本合同会議でご検討いただきたい。
- 検討結果は、必要に応じて、政府の定める基本方針に反映するほか、各種ガイドライン等として取りまとめることとしてはどうか。

具体的に検討すべき論点（案）

1. 促進区域の指定

- ① 基本的な考え方
- ② 関係者との連携
- ③ 区域指定の基準の具体化
- ④ 国が行うべき調査の内容
- ⑤ 促進区域の指定のプロセス
- ⑥ 協議会の具体的な運営方法

2. 公募による事業者選定

- ① 基本的な考え方
- ② 公募の適合基準の具体化
- ③ 評価基準の在り方
- ④ 公募にあたり国が提供すべき情報
- ⑤ 公募のスケジュール

基本方針、各種ガイドライン等

2. 検討に係る基本的な視点

- 検討に当たっては、以下の4つの基本的な原則を踏まえて検討することとしてはどうか。

原則① 長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現

- ・再エネ海域利用法第1条の目的に「海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の重要性」が記載されており、運用の検討にあたってはこれらを基本的な原則に据えてはどうか。

<長期的・安定的かつ効率的>

- ・長期間にわたり公物である海域を占有することから、信頼性のある電源として洋上風力発電の導入を促進するため、「長期的、安定的」な発電事業の実施（設置・運営の確実な実施）が可能であることが重要。
※長期的、安定的な発電事業の実施のためには、地域との共生や地域経済への波及に関する考慮が必要。
- ・また、欧州における電力価格の低減を踏まえ、我が国においても国民負担の軽減を図りつつ、洋上風力発電の導入を促進するため、「効率的」な事業の実施が重要。

原則② 海洋の多様な利用等との調和

- ・再エネ海域利用法第1条の目的に「海洋に関する施策との調和を図る」ことが記載されており、海域への発電事業の導入にあたっては、多様な海域利用、海洋環境の保全、海洋の安全の確保との調和を図ることを基本的な原則に据えてはどうか。

2. 検討に係る基本的な視点（続き）

- 検討にあたっては、以下の4つの基本的な原則を踏まえて検討することとしてはどうか。

原則③ 公平性、公正性かつ透明性のある制度の実現

- ・再エネ海域利用法上は明確な位置付けはないものの、公平性、公正性かつ透明性のある制度を実現し、適切な競争環境をつくることが、コスト削減、先進的な技術開発等の企業努力を後押しすることとなる。
- ・運用の検討にあたっては、「公平性、公正性かつ透明性のある制度の実現」を基本的な原則に据えてはどうか。

原則④ 国内洋上風力産業の健全な発展に向けた計画的・継続的な洋上風力発電の促進

- ・我が国の洋上風力産業全体として、長期的、安定的かつ効率的に発展するためには、コスト低減や故障・災害時等の迅速な機能回復に資するサプライチェーンを構築する必要等があるため、我が国における洋上風力産業の健全な発展を図る必要がある。
- ・このためには、継続的な市場を形成することが重要。
- ・したがって、我が国における洋上風力産業の健全な発展に向けた計画的・継続的な洋上風力発電の促進を基本的な原則に据えてはどうか。

（参考）再エネ海域利用法

第1条（目的）

この法律は、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の重要性に鑑み、海洋基本法に規定する海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、…（略）…海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

- I. 洋上風力発電の導入の現状
- II. 再エネ海域利用法の概要
- III. 本合同会議の位置付けと基本的な検討方針
- IV. 促進区域の指定に関する論点**
- V. 公募による事業者選定に関する論点
- VI. その他の論点について

1. 促進区域の指定に関する論点の全体像

- 促進区域の指定に関しては、法律で定められている事項を踏まえ、次のような論点についてご議論いただくことどうか。

促進区域の指定に関する法律の定め

- **促進区域の指定**（法8条1項）
 - ・経済産業大臣及び国土交通大臣が基準に適合する区域を促進区域に指定できること
- **指定の基準**（法8条1項）
 - ・**促進区域の指定の基準**
- **調査の実施**（法8条2項）
 - ・**促進区域の指定に先立つ調査**
- **促進区域案の公告・意見提出**（法8条3項、4項）
 - ・促進区域の指定案の公告及び利害関係者からの意見書の提出
- **関係者への協議**（法8条5項）
 - ・協議会、都道府県知事からの意見聴取
 - ・関係行政機関との協議
- **協議会の構成員**（法9条1項）
 - ・**協議会の構成員等**

総論

具体的に運用方法を検討すべき論点（案）

論点1. 基本的な考え方

論点2. 関係者との連携

論点3. 区域指定の基準の具体化

論点4. 国が行うべき調査の内容

- ・促進区域の指定や洋上風力発電の実施のために必要な調査とは何か

論点5. 促進区域の指定のプロセス

論点6. 協議会の具体的な運営方法

- ・協議会の協議事項

論点 1. 促進区域の指定の基本的な考え方

- 促進区域の指定の基本的な考え方としては、海洋における漁業をはじめとする多様な利用、海洋の安全、海洋環境の保全との調和を図りつつ、以下のような観点があるのではないか。
 - ✓ 発電事業の実施が可能な区域の速やかな選定。
 - ✓ 洋上風力発電は、事業規模が数千億円に上り得る非常に大きなプロジェクトであり、これに関わる利害関係者も多数に上ることから、公平性、公正性、透明性の確保。
 - ✓ 事業者の予見可能性を確保し、民間の投資を促進するため、計画的かつ継続的な促進区域の指定。

論点 2. 関係者との連携

- 促進区域の指定に当たっては、関係都道府県知事からの意見聴取が必要とされ、協議会においては、関係都道府県知事や関係市町村長が構成員とされている。また、関係都道府県知事は、協議会の設置を国に要請できることとされている。
- 長期的、安定的な発電事業の実施を行うためには、地元関係者との調整が不可欠。既に、都道府県や市町村において、地元関係者との調整を含めた洋上風力発電の導入に向けた取組みを行っている地域もあるところ。
- こうした既存の取組みも踏まえつつ、促進区域の指定に当たり関係者とどのように連携していくべきか。その際、都道府県との関係をどのように考えるか。

(参考) 促進区域の指定の手続における関係自治体の関与

(促進区域の指定)

第8条

1～4 (略)

5 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、農林水産大臣、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議し、かつ、**関係都道府県知事の意見を聴く**とともに、当該指定をしようとする区域について次条第1項に規定する協議会が組織されているときは、当該協議会の意見を聴かなければならない。

6～7 (略)

(協議会)

第9条

1 経済産業大臣、国土交通大臣及び**関係都道府県知事**は、…促進区域の指定及び…発電事業の実施に関し必要な協議を行うための**協議会を組織**することができる。

2 協議会は、**次に掲げる者をもって構成**する。

一 経済産業大臣、国土交通大臣及び**関係都道府県知事**

二 農林水産大臣及び**関係市町村長**

三 (略)

3 **関係都道府県知事**は、協議会が組織されていないときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に対して、**協議会を組織するよう要請**することができる。

4～7 (略)

論点3. 区域指定の基準の具体化

- 再エネ海域利用法上、促進区域の指定基準として以下の基準が定められている。
- 洋上風力発電の適地を適切に選定するため、これらの基準をどのように具体化すべきか。
- ◆ 気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれるための条件はどのようなものか。
- ◆ 航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼさないための条件はどのようなものか。
- ◆ 発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し、当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用できるための条件はどのようなものか。
- ◆ 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保できる見込みをどのように判断するか。
- ◆ 漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることをどのように確認するか。
- ◆ 漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域、低潮線保全区域その他の水域との重複をどのように確認するか。

(参考) 区域指定の基準に関する事項

第8条 (抄)

- 1 経済産業大臣及び国土交通大臣は、基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であつて次に掲げる基準に適合するものを、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定することができる。
 - 一 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施について気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること。
 - 二 当該区域の規模及び状況からみて、当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、海洋再生可能エネルギー発電設備を適切に配置することが可能であると認められること。
 - 三 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること。
 - 四 海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること。
 - 五 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。
 - 六 漁港漁場整備法第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域、港湾法第二条第三項に規定する港湾区域、同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域、海岸法第三条の規定により指定された海岸保全区域、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第二条第五項に規定する低潮線保全区域又は同法第九条第一項の規定により国土交通大臣が公告した水域と重複しないこと。

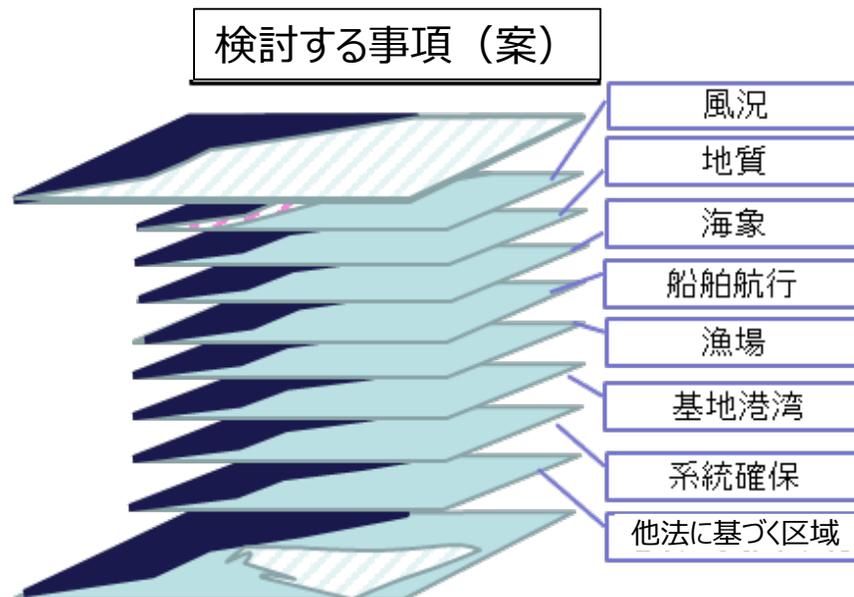
論点4. 国が行うべき調査内容（事業者選定時含む）

- 再エネ海域利用法第8条第2項に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域の指定をしようとする際に、地域の受け入れ環境を踏まえつつ、あらかじめ、**当該区域の調査**をする必要がある。
- 促進区域の指定への適合性を確認するため、**国として行うべき調査の内容及び範囲**としてはどのようなものが適切か。

（参考）

○ 調査項目（案）

例えば、促進区域の指定基準への適合の判断に、「自然条件（風況、地質、海象等）、社会条件（航行船舶、漁業、基地港湾、系統、他法に基づく区域等）」が必要な場合は、これらについて調査を実施する。



論点5. 促進区域の指定のプロセス

- 事業者の予測可能性を確保し、民間の投資を呼び込む観点からは、計画的かつ継続的な促進区域の指定が必要との声もあるところ。
- 公平性、公正性、透明性を確保しつつ、発電事業が可能な区域を適切に選定するための促進区域の指定のプロセスはどうあるべきか。また、指定のプロセスはどのような単位・規模ごとに進めるか。
- 上記のプロセスのスケジュールはどのように進めていくべきか。

論点 6 . 協議会の具体的な運営方法

- 促進区域の指定に当たっては、多様な利害関係者の意見調整を行うため、協議会において必要な事項を協議することとされている。
- 他の政策や海域の先行利用者等との調和を図りつつ、洋上風力発電の導入を促進するため、必要な協議事項や合意形成の方法も含め、協議会をどのように運営すべきか。

(参考)

○ 考えられる構成団体 (案)

- ・ 経済産業省、国土交通省、農林水産省
- ・ 関係都道府県、関係市町村
- ・ 学識経験者
- ・ 関係漁業者の組織する団体 等

※経済産業大臣、国土交通大臣、関係都道府県知事による合議により決定。

※協議会を運営していく中で、協議会として必要と認められる協議事項・構成員の追加。

○ 考えられる協議事項の概要 (案)

- ・促進区域の指定に関する事項
- ・発電事業の実施に関する事項 等

- I. 洋上風力発電の導入の現状
- II. 再エネ海域利用法の概要
- III. 本合同会議の位置付けと基本的な検討方針
- IV. 促進区域の指定に関する論点
- V. 公募による事業者選定に関する論点**
- VI. その他の論点について

1. 公募による事業者選定に関する論点の全体像

- 公募による事業者選定に関しては、法律で定められている事項を踏まえ、次のような論点についてご議論いただくことでしょうか。

公募による事業者選定に関する法律の定め

- 国による公募占用指針の作成（法第13条）
 - ・ **記載事項（2項）**
 - ・ 最大30年間の有効期間（3項）
 - ・ 調達価格等算定委員会、関係都道府県知事及び学識経験者からの意見聴取（4項、5項）
 - ・ 公募占用指針の公示（6項）
- 事業者による公募占用計画の提出（法第14条）
 - ・ 記載事項（2項、3項）
 - ・ 提出期限（4項）
- 選定事業者の選定（法第15条）
 - ・ **適合基準（1項）**
 - ・ **評価基準に基づく長期的、安定的かつ効率的な発電事業を実施可能な事業者の選定（2項、3項）**
 - ・ 学識経験者からの意見聴取（4項）

具体的に運用方法を検討すべき論点（案）

総論

論点1. 基本的な考え方

論点2. 公募の適合基準の具体化

論点3. 評価基準の在り方

論点4. 公募にあたり国が提供すべき情報

論点5. 公募のスケジュール

論点 1. 公募による事業者選定の基本的な考え方

- 公募による事業者選定の基本的な考え方としては、以下のような観点があるのではないか。
- 「4つの基本的な原則」に則って定める**法第15条1項各号の基準（適合基準）**に適合している必要があること。
- 長期的・安定的かつ効率的な洋上風力発電が可能な事業者を選定するためには、多数の事業者が公募に参加可能な環境を整え、競争を促進することが必要。
- また、洋上風力発電は、事業規模が数千億円に上り得る非常に大きなプロジェクトであり、これに関わる利害関係者も多数に上る。
- こうした点も踏まえると、評価に当たっては公平性、公正性、透明性の確保という観点があるのではないか。

論点2. 公募の適合基準の具体化

- 事業者から公募占用計画が提出された際には、まずは、法第15条1項各号の基準（適合基準）の適合性が審査され、これに適合するもののみが評価基準に基づき評価されることとなる。
- 法の定める適合基準は以下のとおりであり、これらの具体化を検討すべきではないか。

（参考） 適合基準に係る規定

第15条

- 1 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前条第1項の規定により公募に応じて選定事業者となろうとする者から公募占用計画が提出されたときは、当該公募占用計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。
 - 一 供給価格が供給価格上限額以下であることその他当該公募占用計画が公募占用指針に照らし適切なものであること。
 - 二 当該公募占用計画に係る促進区域内海域の占用が第10条第2項の許可をしてはならない場合に該当しないものであること。
 - 三 当該公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備及びその維持管理の方法が経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
 - 四 当該公募占用計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

※ なお、供給価格の上限額や保証金に関する事項は、調達価格等算定委員会の意見を聴いた上で定めることとされている。

(参考) 公募占用指針に定める事項

第13条

1 (略)

2 公募占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 ～ 三 (略)

四 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準

五 公募の参加者の資格に関する基準

六 公募の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項

七 供給価格(略)の額の上限額

八 公募に基づく再生可能エネルギー電気特別措置法第3条第1項に規定する調達価格(略)の額の決定の方法

九 対象発電設備区分等に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第3条1項に規定する調達期間

十 選定事業者(略)における再生可能エネルギー電気特別措置法第9条第1項の規定による認定の申請の期限

十一～十六 (略)

3 (略)

4 経済産業大臣は、対象発電設備区分等又は第2項第4号から第10号までに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

5～8 (略)

論点3. 評価基準の在り方

- 経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用指針において、発電事業の「長期的、安定的かつ効率的」な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を選定するため、評価基準を定めることとされている。
- 長期的、安定的、かつ効率的な発電事業を評価するための視点はどうあるべきか。

<評価すべき視点（案）>

◇長期的、安定的かつ効率的な事業実施の観点から評価

（公募占用計画に記載されることが法律上定められている事項）

- ・ 事業の実施体制
- ・ 事業計画
- ・ 資金調達、財務状況
- ・ 関係行政機関の長等との調整能力
- ・ 電力の供給価格 等

（留意点として指摘されている論点）

- ・ 倒産時も含めた撤去の確実な実施を担保するための措置
- ・ 事業者の先行的な取組みの評価
- ・ 地域との共生、地域経済への波及
- ・ 周辺航路や漁業等の海域利用との調和
- ・ 海域管理・電力安定供給に寄与するサプライチェーンの構築 等

(参考) 公募占用計画に記載すべき事項

第14条

- 1 公募に応じて選定事業者となろうとする者は、(略)、その設置しようとする海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用に関する計画を作成し、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。
- 2 公募占用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 促進区域内海域の占用の区域
 - 二 促進区域内海域の占用の期間
 - 三 **海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期**
 - 四 設置しようとする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第三条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等
 - 五 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の構造
 - 六 工事実施の方法
 - 七 工事の時期
 - 八 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力
 - 九 **供給価格**
 - 十 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の**維持管理の方法**
 - 十一 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し第一号に掲げる区域と一体的に利用する港湾に関する事項
 - 十二 促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占用をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の**撤去の方法**
 - 十三 **前条第二項第十四号に規定する調整（注：発電事業を行う者と関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整）を行うための体制及び能力に関する事項**
 - 十四 **資金計画及び収支計画**
 - 十五 その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項

(参考) 事業者選定に関する事項

第15条

- 1 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前条第1項の規定により公募に応じて選定事業者となろうとする者から公募占用計画が提出されたときは、当該公募占用計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。
一 ～ 四 (略)
- 2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、公募占用計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第13条第2項第15号の評価の基準に従って、その適合していると認められた全ての公募占用計画について評価を行うものとする。
- 3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の評価に従い、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を選定事業者として選定するものとする。

論点 4. 公募にあたり国が提供すべき情報

- 事業者が発電事業の事業性を判断し、公募に参加可能な環境を整え、発電事業のコストを低減するためには、事業者のリスクを可能な限り低減することが重要であり、公募に当たっては、十分な情報提供がされることが望ましい。
- 事業者が発電事業の事業性を判断するために必要な情報提供を行うため、国として行うべき調査の内容及び範囲としてはどのようなものが適切か。

論点5. 公募のスケジュール

- 欧州や台湾など世界的に洋上風力発電の導入が拡大するなか、日本における洋上風力発電の早期導入に係る事業環境整備等について、大きな期待がある。
- 一方で、公募の公平性、公正性、透明性を確保し、多数の事業者が参加可能な公募制度とするためには、発電事業の規模が大きく、国内における先行事例も少ないといった洋上風力発電の特徴も踏まえ、適切なスケジュールを策定する必要があるのではないか。
- 事業者が当該区域の事業性を判断するために相当な準備期間を確保することも含め、適切な公募のスケジュールはどのように定められるべきか。

- I. 洋上風力発電の導入の現状
- II. 再エネ海域利用法の概要
- III. 本合同会議の位置付けと基本的な検討方針
- IV. 促進区域の指定に関する論点
- V. 公募による事業者選定に関する論点
- VI. その他の論点について**

1. 洋上風力発電に関するその他の論点

- 長期的、安定的かつ効率的な洋上風力発電の導入を促進するためには、①促進区域の指定、②公募による事業者選定に関する論点のほかにも、例えば、以下の事項について検討する必要がある。
 - 将来的な系統の整備
 - 建設及び維持管理の基地となる港湾
 - 環境アセスメントの短縮化
 - 発電設備及び維持管理（撤去を含む）の方法の基準（※経済産業省、国土交通省の別委員会で検討中）
- こうした論点については、他のより適切な母体において引き続き検討することとしてはどうか。

(参考) 港湾区域の占用公募制度における評価基準 (北九州港)

響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者
公募占用指針

平成 28 年 8 月
北九州市港湾空港局

- (2) 公募占用計画の評価及び占用予定者の選定
- 1) 評価の基準
- ① 評価項目と評価する内容及び配点

7. 事業の実施方針 (3/15)

評価項目	採点基準
参加目的、事業運営の基本的考え方	・公募占用指針に照らし適切か
事業全体のスケジュール及び進め方	・スケジュール及び進め方が適切か
建設着手等の判断時期、判断基準	・建設を判断するタイムラインが明確に示されているか ・判断規準が定量的又は具体的に示されているか
O&Mの考え方	・O&Mの考え方が具体的か
港湾の管理運営との共生の考え方	・共生の考え方が港湾計画等に照らし適切か
地域における社会受容性への配慮	・社会受容性への配慮が適切か
事業撤退等を想定せざるを得ないリスクとその対処方針	・リスクの分析が的確か

1. 事業の実施体制 (3/15)

・公募占用計画提出時の体制

評価項目	採点基準
応募企業又は代表企業及びその他の構成員並びにそれらの協力企業の役割分担等	・企業間の役割分担が具体的に明示されているか ・コンソーシアムの場合は構成員間の覚書等があるか ・協力企業からの施工方法等に関する提案書等があるか
各種調整及び調査設計段階での体制、人的資源の配置	・各種調整及び調査設計の実施体制が示されているか ・上記体制への人的資源の配置が具体的か
各企業の役割に応じた実績	・応募企業又は代表企業に風力発電の設置又は運営の実績があるか ・応募企業又はコンソーシアムに洋上風力発電の設置又は運営の実績があるか ・応募企業、コンソーシアム又は協力企業に北九州港又は国内他港で港湾工事の実績(元請)があるか

・事業実施時の体制について

評価項目	採点基準
SPC等事業会社の資本金額(発電事業開始時)、応募企業又は代表企業及びその他構成員等の出資比率、事業期間中の株式保有の方針(出資比率変更、売却等)、事業実施の方法(SPCと出資者との関係等)	・資本金額等が事業費に比して妥当な水準にあるか ・代表企業の出資比率が意思決定の観点から十分か ・代表企業が事業期間中継続して事業を実施するのか ・SPC等組成時の事業実施体制が示されているか
想定される役員構成、主たる役員の専門分野、経歴、本社所在地等	・建設、運営に当り専門性のある人材が想定されているか
洋上風力発電施設のO&Mの体制等	・O&Mの体制が具体的に示されているか
・資金調達 の体制	
評価項目	採点基準
想定している資金調達方法(プロジェクトファイナンス、コーポレートファイナンス、自己資金等)	・資金調達方法が具体的に提示されているか
格付け機関による応募企業又は代表企業の格付け	・応募企業、代表企業の格付けは十分か
応募企業又はコンソーシアム構成員の財務状況	・応募企業、コンソーシアム構成員の財務体質は健全か

(参考) 港湾区域の占用公募制度における評価基準 (北九州港)

評価項目	採点基準
応募企業、代表企業及びその他の構成員又はそれらの親会社の純資産の合計	・純資産の額が事業規模に比して十分か
金融機関（幹事金融機関）の101等格付け機関による金融機関の格付け	・融資実績の十分な銀行の101か
金融機関の自己資本比率等	・金融機関の格付けは十分か
融資方法、融資必要額に対応した想定する金融機関の国内でのプロジェクトファイナンス又はコーポレートファイナンスの実績	・金融機関の自己資本比率は十分か ・金融機関の融資実績が示されているか

ウ. 計画内容の具体性、実現可能性 (2/15)

評価項目	採点基準
全体スケジュール	・全体スケジュールが網羅的かつ具体的か
計画認定から建設開始までに必要な各種調査・協議・調整に係る計画	・調査内容・協議・調整先が詳細かつ具体的に示されているか
施工計画（「港湾工事安全施工指針」（一般社団法人日本埋立浚渫協会 国土交通省港湾局監修）等への準拠）	・施工計画が関連する指針等に準拠し合理的か
発電事業に係る計画（施設配置計画、発電施設の構造・諸元、発電量、並びに電気事業法に基づく工事計画届出、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく認定や系統接続等の手続）	・施設配置計画が的確か ・予定する施設の構造・諸元、発電量等の確か ・発電事業に係る各種届出、許可等の手続の時期が明示されているか ・系統接続の考え方が具体的に示されているか
維持管理計画、緊急時対応計画、事故等に備えた保険の付保	・維持管理計画等が的確か ・保険付保の考え方が具体的に示されているか
撤去の方法	・撤去の方法が的確か
計画の履行状況に係る報告の実施回数、内容	・報告回数、内容が具体的に示されているか
公募占用計画の変更の時期、考え方	・変更の時期、考え方が妥当か

エ. 港湾の開発、利用及び保全への配慮 (1/15)

評価項目	採点基準
占用許可の条件への対応	・占用許可の条件への対応が妥当か
計画認定後に実施する各種調整及び調査設計等に関する港湾管理者への報告の実施回数、内容	・風況、地盤調査等の自然環境に関する調査結果の報告・情報の提供時期、内容、方法が具体的に示されているか
その他港湾物流、安全・安心、港湾環境、港湾空間の創造・管理、港湾の各種政策・事業実施への配慮	・それぞれの項目に対し配慮が具体的に適切か

オ. 占用料の額、資金計画、収支計画 (1/15)

評価項目	採点基準
占用料の額	・占用料の額が収支計画からみて妥当か
資金計画（事業費、資本金額、出資者、出資比率、借入額、資金調達の形式、金利、想定する金融機関、キャッシュフロー計算書）	・資金計画の内容が適切か
収支計画（調査設計費用、建設費用、資機材調達費用、O&M費用、撤去費用（積立内容を含む）、占用料、設備利用率、収入見込（FIT等）を記載した損益計算書、内部収益率（IRR）	・費用、収益の想定が具体的に妥当か ・感度分析のケースがリスク等を踏まえ具体的に ・確実な撤去費用の積立方法が示されているか

(参考) 港湾区域の占用公募制度における評価基準 (北九州港)

カ. 港湾、地域への貢献 (5/15)

評価項目	採点基準
響灘地区の風力発電関連産業の総合拠点化への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 風力発電関連産業の総合拠点化に向けた産業集積、拠点形成に寄与する具体的な提案がなされているか 総合拠点化による雇用(正規、非正規)、税収等の効果について具体的に示されているか
地元企業の振興	<ul style="list-style-type: none"> 建設時・運営時の地元企業の活用、地元企業からの調達など、地元産業の振興に寄与する具体的な提案がなされているか 電力供給等の具体策が示されているか
港湾への常時又は非常時の電力供給等	<ul style="list-style-type: none"> 貢献策が具体的に確実性が高いか
地元の水産、観光への貢献等	<ul style="list-style-type: none"> 実施内容が具体的に確実性が高いか
その他洋上風力発電に係る市民等が参加可能な各種プログラムの実施等	<ul style="list-style-type: none"> 実施内容が具体的に確実性が高いか

平成 29 年 2 月 15 日

「響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募」の選定結果について

北九州市では、改正港湾法に基づき標記公募を行い、外部有識者で構成する「響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業に係る事業者評価・選定委員会」における審査・評価結果を参考に、以下のグループを占用予定者(優先交渉者)に選定しましたので、お知らせいたします。

1 選定グループ

コンソーシアム名	ひびきウインドエナジー
コンソーシアム構成員	代表企業：九電みらいエナジー 株式会社 構成企業：電源開発 株式会社 ：株式会社 北拓 ：西部瓦斯 株式会社 ：株式会社 九電工

2 公募の概要

(1) 目的

北九州市では、響灘地区の有するポテンシャルを活かし、「風力発電関連産業の総合拠点」の形成などを旨として、平成 22 年度から「グリーンエネルギーポートひびき」事業を推進している。これまでの取組みを通じて風力発電関連産業の集積が進んでいるが、この取組みを更に進め、北九州港港湾区域で洋上風力発電施設の設置・運営に関する企画提案を募集した。

(2) 経過

・公募占用指針の配布	平成 28 年 8 月 19 日～10 月 18 日
・公募説明会	平成 28 年 9 月 7 日
・公募占用計画の受付	平成 28 年 10 月 3 日～10 月 18 日
・審査・評価・選定	平成 28 年 10 月 19 日～平成 29 年 2 月 14 日
・選定結果公表	平成 29 年 2 月 15 日

【問い合わせ先】

北九州市港湾空港局
エネルギー産業拠点化推進課
TEL：093-582-2994
FAX：093-582-2998
担当：下野、中嶋

＜参考＞

「響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業に係る
事業者評価・選定委員会」による検討結果

1 評価・選定委員会開催日

第1回 平成28年8月3日 第2回 平成28年12月14日
第3回 平成29年1月13日 第4回 平成29年1月24日

2 委員

所属	氏名
東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻 教授	石原 孟
独立行政法人 経済産業研究所 上席研究員	岩本 晃一
一般財団法人 みなと総合研究財団 理事長	鬼頭 平三
九州共立大学 名誉教授	小島 治幸 (座長)
早稲田大学商学学術院 講師	佐藤 裕弥
北九州市立大学国際環境工学部 教授	二渡 了
国立研究開発法人 産・学・連携・航空技術研究所 航空技術研究所 海洋研究領域 海洋利用研究グループ長	米山 治男

3 評価・選定委員会による評価結果

各コンソーシアムより提出された公募占用計画の評価・選定委員会での評価結果は下表のとおり。

評価項目	配点	応募者名 (コンソーシアム名)				
		ひびき ワイントエナジー (代表企業: 九電みらいエナジー(株))	A グループ	B グループ	C グループ	D グループ
事業実施の確実性 (評価項目のA～D)	200	178.5	158.7	124.3	84.7	27.9
港湾・地域への貢献 (評価項目のカ)(※)	100	78.6	63.7	58.6	—	—
合計	300	257.1	222.4	182.9	—	—

(※) 公募占用指針に基づき、「A～D事業実施の確実性」の評価結果が上位の応募者についてのみ評価。

4 評価・選定委員会の結論

各コンソーシアムから提出された公募占用計画について、港湾法及び公募占用指針に沿って評価を行った結果、当委員会は、北九州市に対し、九電みらいエナジーを代表企業とするコンソーシアムが占用予定者として最も適切である旨助言する。